

2024年2月14日

各位

会社名 大和アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13054)
代表者名 代表取締役社長 小松 幹太
問合せ先 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司
(連絡先 03-5555-3472)

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF 中国科創板 50 (STAR50) (2628)
iFreeETF 中国グレートベイエリア・イノベーション 100 (GBA100) (2629)

2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
2628	iFreeETF 中国科創板50 (STAR50)	STAR50インデックス	STAR50インデックス（配当込み）
2629	iFreeETF 中国グレートベイエリア・イノベーション100 (GBA100)	GBAイノベーション100インデックス	GBAイノベーション100インデックス（配当込み）

3. 日程

2024年5月2日まで 金融庁へ届出
2024年5月3日 変更日

4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

iFreeETF 中国科创板50 (STAR50)

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>STAR50インデックス (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月22日のSTAR50インデックスの終値(人民幣元建)を同日の為替レートで円換算した値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>STAR50インデックス (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>STAR50インデックス (以下「対象株価指数」といいます。)</u>を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月22日のSTAR50インデックス(以下「対象株価指数」といいます。)の終値(人民幣元建)を同日の為替レートで円換算した値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および<u>対象株価指数</u>の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>

iFreeETF 中国グレーターベイエリア・イノベーション100 (GBA100)

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>GBAイノベーション100インデックス (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>GBAイノベーション100インデックス (以下「対象株価指数」といいます。)</u>を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>

<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月22日のGBAイノベーション100インデックスの終値（人民元建）を同日の為替レートで円換算した値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用およびGBAイノベーション100インデックス（配当込み）（以下「対象株価指数」といいます。）の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月22日のGBAイノベーション100インデックス（以下「対象株価指数」といいます。）の終値（人民元建）を同日の為替レートで円換算した値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(信託事務の諸費用および監査報酬)</p> <p>第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>② (略)</p>
--	---

以上